平成２９年（フ）第１４８２号
東京都日野市南平７丁目16番地の１カジュアルハウス202
債務者　遠藤由美子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４４号
長崎県佐世保市大宮町26番６号、前住所長崎県佐世保市八幡町12番26号
債務者　田中　尚子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１４８号
長崎県佐世保市若竹台町282番地　若竹台アパートＤ棟102号
債務者　吉原　稚貴
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第２号
長崎県佐世保市世知原町矢櫃249番地12、前住所長崎県佐世保市世知原町赤木場560番地
債務者　七種　栄作
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第２４７号
愛知県豊川市大崎町宮之坪70番地　カーサダイキＢ棟104号
債務者　伊藤　　斉
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第１５５号
埼玉県八潮市中央４丁目１－１
債務者　猿橋香菜子（旧姓金城）
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６５号
東京都町田市山崎町2130　山崎団地５－13号棟住宅201号
債務者　小林佐起子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８７８号
横浜市泉区和泉が丘３丁目19番15号　スプリングヒルズＧ201号
債務者　菊池美根男
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９２４号
横浜市磯子区久木町18番20―605号
債務者　井戸佐知枝（旧姓鈴木・宇野・林）
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９４３号
横浜市港南区港南台６丁目１番46―404号
債務者　中嶋　正信
成年後見人　中嶋　直美
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９５８号
横浜市港南区日野９丁目36番22号　メゾン日野西館
債務者　加藤　正英
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９６２号
横浜市金沢区六浦５丁目５番13―103号
債務者　辻村　里果
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６２３号
静岡市葵区瀬名６丁目４番15―202号
債務者　伊ケ谷勝幸
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２９９８号
横浜市港北区綱島西１丁目４番13―813号
債務者　長澤　伸泰
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４３７号
東京都青梅市今井３丁目３番地の９
債務者　髙橋　広和
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部